

# 山口県公認心理師協会教育領域委員会規約

## 第一章 総則

(名称)

第1条 本委員会は、山口県公認心理師協会教育領域委員会と称する。

(組織の位置づけ)

第2条 本委員会は、山口県公認心理師協会（以下、県師会）の下部組織とする。

(構成)

第3条 本委員会は、県師会に所属し、山口県教育委員会（以下、県教委）にスクールカウンセラー（以下、SC）およびSCに準ずる者（以下、準SC）として採用された者をもって構成する。

SC：公認心理師の資格を有するスクールカウンセラー

臨床心理士の資格を有するスクールカウンセラー

準SC：臨床心理士の受験資格をもつスクールカウンセラー

(2) 県教委よりSCおよび準SCとして採用される者は本会則第二章に明記される目的のために本委員会への入会を義務とし、県教委による配置校決定後、会費の納入をもって入会とする。なお、会費については第9条に別途規定する。

(3) 県教委SC、準SCとしての任用がなされない場合、当委員会より自動的に退会とする。

## 第二章 目的

(目的)

第4条 本委員会は、県師会に所属し、県師会よりSC事業へSCおよび準SCとして推薦される者が、相互の連携を密にし、SCの資質と技能の向上を図り、将来ある子どもたち、その保護者、学校教職員の心の健康の保持向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 本委員会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

(1) SC事業におけるSCおよび準SC配置の推薦案作成、SCおよび準SCが学校で機能的に動く為の教育委員会への提案、SCおよび準SCの為の研修事業など、県教委ならびに各市町村教育委員会（市町村教委）のSC事業が円滑に行なわれる為の協力を行う。

(2) SC事業は将来ある子どもたちの為の事業であるとの基本的な考え方に立ち、子どもを取りまいている状況に見合う形で学校の教育活動へ協力を行う。

(3) SCおよび準SCが相互に支援できる環境を提供する。

## 第三章 組織

(役員)

第6条 本委員会を運営するにあたり、次の役員を置く。

- (1) 山口県公認心理師協会教育領域委員会理事1名
- (2) 山口県 SC コーディネーター1名
- (3) 地区委員各地区2名
- (4) 連絡担当者1名
- (5) 会計担当者1名
- (6) 会計監査役1名

- 2 教育領域委員会理事は県師会規約に基づき役員会において選任され県師会教育領域委員会担当役員が兼務する。また、山口県 SC コーディネーターは県師会規約に基づき役員会において選任された県師会教育領域委員会担当役員が兼務する。会計監査役は県師会教育領域委員会理事により選出される。
- 3 地区委員は当該年度当初の各地区の協議において選出し、県師会への推薦およびその承認により選任する。地区および地区委員については第8条で規定する。
- 4 連絡担当者は地区委員の1名が兼任し、地区委員間の連絡および県師会会員への情報提供を行う。
- 5 会計担当者は地区委員の1名が兼任し、教育領域委員会の会計全般を行う。
- 6 会計監査役は会計監査を行う。

(教育領域委員会会議について)

第7条 教育領域委員会会議では、地区の情報交換および県教委への SC 配置推薦案の作成を行うために、役員による教育領域委員会会議を年度内に3回程度開催する。

(地区および地区委員について)

第8条 山口県内を7地区に分け、原則として各地区に地区委員2名を置く。

- 2 7地区とは次の地区とする。また地区内の市町を【 】内に示す。
  - (1) 下関地区【下関市】
  - (2) 宇部・山陽小野田・美祢地区【宇部市 山陽小野田市 美祢市】
  - (3) 山口・防府地区【山口市 防府市】
  - (4) 周南地区【周南市 光市 下松市】
  - (5) 柳井・周防大島地区【柳井市 周防大島町 上関町 田布施町 平生町】
  - (6) 岩国地区【岩国市 和木町】
  - (7) 萩・長門地区【萩市 長門市 阿武町】

3 地区委員の役割

- (1) 担当地区内の市町村教委との連携  
担当地区の市町村教委との連携を図り、各市町村の SC 事業が円滑にすすむよう協力する。
- (2) 地区研修会の企画・運営 地区研修会を企画し、案内などの運営を行う。これにより、SC 同士の連携を高め、SC がお互いに支援しあえる関係を構築する。

(3) 緊急支援事案に関する担当地区の統括

各地区で生じた緊急事案に対し、県師会、県師会教育領域委員会理事および山口県 SC コーディネーターと連携し、当該校の SC へのサポートや状況に応じた当該地区の SC の派遣を検討する。

(4) 教育領域委員会会議への参加

本委員会の活動が円滑に行えるよう各地区の意見をまとめる。また、SC 配置の推薦案作成にあたっては、各地区の状況を把握し、各 SC との連絡調整など県師会教育領域委員会理事および山口県 SC コーディネーターのサポートを行う。

(会費について)

第9条 本委員会を運営するための会費として、SC および準 SC として推薦された者は総勤務時間数に応じて、勤務時間数×30 円の年会費を徴収する。なお、県教委予算の変更などによる年度内の勤務時間の変更の際しての返金を行わない。また、徴収方法は口座への振込みとし、会計年度の12/31 までに支払いのない者については、次年度の SC 推薦を行わない。会費は研修会の会場費、講師報酬、地区委員の連絡調整事務費などに充てる。会計年度は 4/1 から翌年 3/31 までとする。また、委員会運営費については年度末に会計監査役の監査を受けるものとする。

(規約の改正)

第10条 本規約に改正の必要が生じた場合、教育領域委員会会議の議決に基づき、県師会理事会の承認をもって改正される。

(細則)

第11条 会務の円滑な運営を図るため、教育領域委員会会議において細則を定めることができる。

【付則】

本規約は、平成 21 年 11 月 1 日に施行する。

本規約は、平成 22 年 10 月 1 日に施行する。

本規約は、平成 23 年 7 月 1 日に施行する。

本規約は、平成 29 年 12 月 1 日に施行する。

本規約は、令和元年 12 月 1 日に施行する。

本規約は、令和 5 年 12 月 6 日に施行する。